

「嶺山小学校いじめ防止基本方針」（令和6年3月改訂）

「いじめ防止対策推進法」及び「国の基本方針」並びに「横浜基本方針」を受け、本校の学校教育目標及び児童の実態に照らした「嶺山小学校いじめ防止基本方針」を設定します。

I. いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。<法第2条>

②いじめを防止するための基本的な方向性

- (1) いじめはどの学校にも、どの集団にも、どの子にも起こりうる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるという認識のもと、いじめの把握に努めます。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや担任だけの問題とせず、学校の組織や関係機関、家庭、地域と連携して広く社会全体で取り組みます。
- (3) あらゆる教育活動を通じ、児童のだれもが 安心して 豊かに 過ごせるように自己有用感の醸成やいじめを許さない適切な人間関係の確立を図ります。
- (4) 万が一、いじめが発生した場合は、早急に当該児童を守り、関係児童への聞き取りと指導を組織的に行い、適切な人間関係の修復を図り、再発しないよう指導と見守りを強化します。

II. 「いじめ防止対策委員会」の設置及び取組

嶺山小校務分掌組織の特別委員会に位置づけます。

① 委員会の構成

- ・「いじめ防止対策委員会」は、児童指導部を活用することにします。
管理職・担任・学年主任・児童指導部をもって設置します。

※必要に応じて、心理や福祉等の専門家（学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールソーター 等）の参加を求めます。

② 役割

- ・いじめの疑いや事案に対して、担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会が中核となって組織的に取り組みます。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となります。

- ・重大事態が起こったときは、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行います。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の策定やPDCAサイクルでの検証を行います。

③年間計画

月	内 容
4	組織の役割の確認 児童の実態把握・情報収集 SC・SSWの役割確認研修
5・6	学校の状況・児童の実態の共通理解（個別の教育指導計画等を基に） いじめアンケートの実施 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） YPアセスメントの研修・実施
7	学校の状況・児童の実態の共通理解（YPアセスメント等を基に） 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） 特別支援教育実施後の確認
8・9	夏休み明けの学校の状況・児童の実態の共通理解 あのね週間（自殺防止取り組み） 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告）
10	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告）
11・12	学校の状況・児童の実態の共通理解 いじめアンケート実施 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） 人権週間の取組
1	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告）
2	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告）
3	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） 次年度に向けてのまとめと引き継ぎ（個別の教育指導計画等）

III. いじめ防止及び早期発見のための取組

①いじめの未然防止への取組

いじめはどの子にも起こりうるという認識のもと、いじめ防止に向けて次のように取り組んでいきます。

- ・児童の誰もが 安心して 豊かに 過ごせる場として、人権教育全体計画及び指導計画、道徳教育全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン等をもとに情操教育を進めます。
- ・日常の学習や生活の中で、自己有用感・自尊感情をもてるよう支援すると共に、他者の人権を尊重し、ルールを大切にして生きていこうとする態度を育成します。

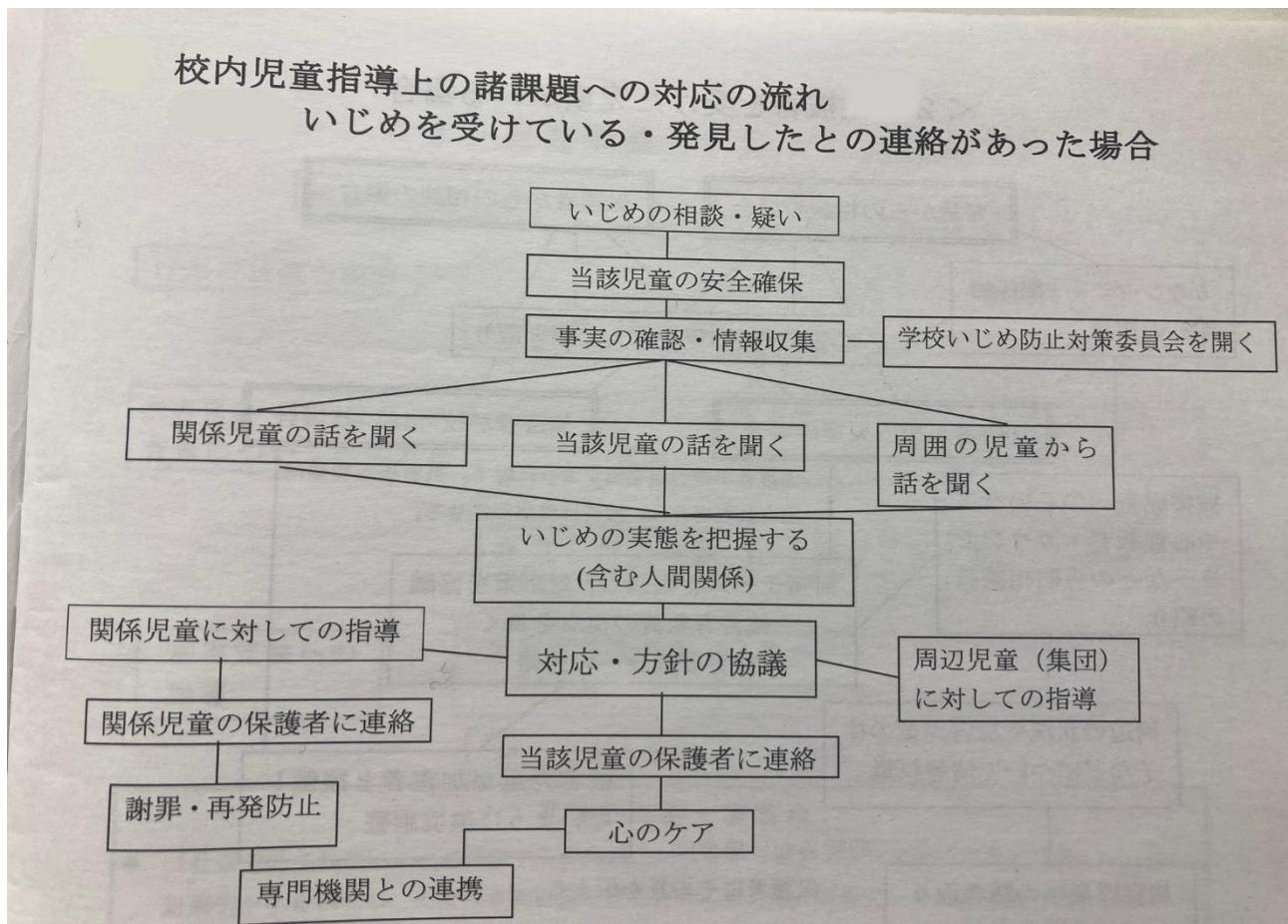
- ・分かる授業、魅力的な授業を実施し、児童が楽しく学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加できるようにします。

②いじめの早期発見

いじめは、どこでもどの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である、という危機感をもって、次のように早期発見につとめます。

- ・いじめは絶対に許さない・見逃さないという児童同士の人間関係と教職員の見守り体制を構築します。
- ・日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、些細な変化についてもキャッチし対応できるよう観察・指導をきめ細かく行います。
- ・YP アセスメントやいじめに関するアンケート、教育相談を定期的に行い、実態把握に努めます。

③いじめに対する措置



職員一人で抱え込むのではなく「いじめ防止対策委員会」を中心に、組織的かつ迅速に対応します。当該児童を守り抜き、児童・保護者に寄り添う指導・支援を行います。同時に、関係児童・保護者に対し、事実報告及びそれに伴う指導・支援を継続的に行います。児童同士の適切な人間

関係の修復を図り、再発しないよう指導と見守りを強化します。

いじめが犯罪行為にあたると認められる場合や児童の生命や身体、財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報すると共に、関係機関、専門機関と連携します。

④いじめに対する研修

「いじめ防止対策委員会」の年間計画をもとに、児童理解研修（YP アセスメント）、特別支援教育研修を企画し、実施する。

⑤学校・家庭・地域連携事業の活用

いじめについて、保護者や地域の方々と情報を交換し、必要に応じて共有化していく。PTA 運営委員会や学校運営協議会（すすき野・嶺山ネット）、教育サポートクラブを通して学校・家庭・地域と連携を深めていく。

IV. 重大事態への対処

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

1. いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

- (1) 自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合 等

2. いじめを受けた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

- (1) 年間30日を目安とします。但し、一定期間連續している場合は、目安に関わらず重大事態として対応します。

※児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえます。

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会（北部学校教育事務所 担当指導主事）に報告します。「いじめ防止対策委員会」を中心にして、迅速に対処し、「いじめ調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告します。同時に、いじめに関係した児童と保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係及び学校の指導について報告します。

V. その他

必要があると認められる時は、学校基本方針を見直します。